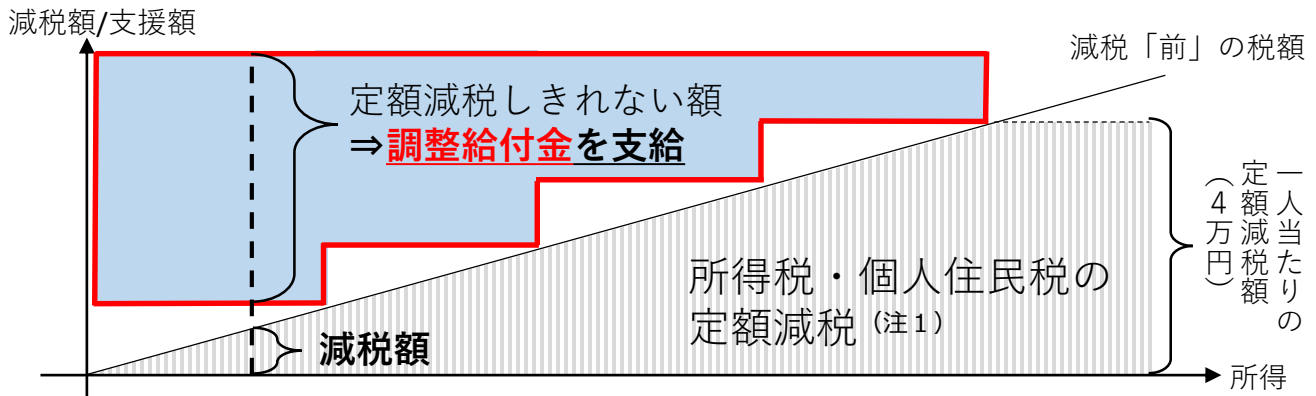


「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（調整給付金）のご案内

「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます（注1）。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、**当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「**調整給付金**」が支給されます（注2）。

<調整給付金のイメージ（注3）>



（注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

（注2）令和5年の所得状況等に基づき、令和6年度個人住民税課税市区町村が給付額を算定して支給します。
令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

（注3）所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者・支給金額について

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。
- 支給金額の具体例は、以下のとおりです。

<例1> 一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合

⇒ ・所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
・ **定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。**

<例2> 4人家族で、内1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合（注4）

⇒ ・所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。
・ **定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。**

（注4）所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

給付金の支給手続き

対象者の方には市役所から、次のいずれかの書類が届きます。

① **支給決定通知書** ※ 手続不要

② **支給要件確認書** ※**手続必要**

支給決定通知書が届いた方

- **お手続不要で、給付金を受け取ることができます。**
- マイナンバーカードに紐付けられた「公金受取口座」に給付金を振り込みます。
- 振込予定日は、通知書に記載されています。
- 給付金の受取を辞退される場合や振込先口座を変更したい場合は、通知書に記載された期日までにご連絡ください。

支給要件確認書が届いた方

- 確認書の**返信が必要**です。
- 記載内容を確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等を添付してご返信ください。

審査の上、順次、給付金を振込します。
※市役所に確認書が**届いた日から**
3週間後が目安です。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

岩見沢市定額減税補足給付金担当窓口（税務課）



直通 **0126-35-4031**

代表 **0126-23-4111**

受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く）